日 調 連 発 第 ６ ０ 号
平成２６年５月２７日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度の実施について（参考送付）

この度、京都会から別添のとおり、下記地方公共団体において標記制度が実施される旨連絡がありましたので、参考までに送付します。

記

相楽郡和束町（京都府）　　平成２６年６月１日から

京 調 発 第 ８ ０ 号
平成２６年５月２２日

日本土地家屋調査士会連合会
会　長　　林　　千　年　　様

京都土地家屋調査士会
会　長　　信　吉　秀　起

住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度の実施について（参考送付）

平素は当会運営につきまして、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記制度が和束町において平成２６年６月１日より実施される旨連絡がありましたので参考までにお知らせいたします。

６税住第　　82　　号
平成２６年５月２１日

京都土地家屋調査士会長　様

京都府相楽郡和束町長　　堀　　忠　雄

住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度の導入について（お知らせ）

平素より、戸籍・住民基本台帳事務の円滑な行政運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当町では平成２６年６月１日から事前登録型の本人通知制度を開始します。

これは、本人通知制度として、事前に登録していただいた方に対して、その方の代理人や第三者への住民票の写し等を交付した場合に、その交付事実を通知する制度です（要綱及び概要は、別紙のとおり）。

つきましては、本制度を開始するにあたり、ご多忙の中恐縮ですが、会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

（担当）
和束町役場税住民課
担当　　増田
電話　0774－78－3001

和束町住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号。以下「住基法」という。）及び戸籍法（昭和２２年法律第２２４号）の規定により、住民票の写し等を第三者に交付した場合において、事前に登録をした者（以下「登録者」という。）に対し、その交付の事実を通知する制度（以下「本人通知制度」という。）を実施することにより、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の抑止及び防止を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）住民票の写し等　次に掲げるものをいう。

ア　住基法の規定による住民票の写し、住民票に記載をした事項に関する証明書、消除された住民票の写し、消除された住民票に記載をした事項に関する証明書、戸籍の附票の写し又は消除された戸籍の附票の写し

イ　戸籍法の規定による戸籍の謄本若しくは抄本、戸籍に記載した事項に関する証明書、除かれた戸籍の謄本若しくは抄本、除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書又は磁気ディスクをもって調製された戸籍若しくは除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面

（２）第三者　次に掲げる者をいう。

ア　住基法第１２条第１項又は第２０条第１項の規定により住民票の写し等（前号イに掲げるものを除く。イにおいて同じ。）の交付を請求する者の代理人

イ　住基法第１２条の３又は第２０条（第１項及び第２項を除く。）の規定により住民票の写し等の交付を請求する者

ウ　戸籍法第１０条第１項（同法第１２条の２において準用する場合を含む。）の規定により住民票の写し等（前号アに掲げるものを除く。エにおいて同じ。）の交付を請求する者の代理人

エ　戸籍法第１０条の２第１項又は第３項から第５項まで（同法第１２条の２において準用する場合を含む。）の規定により住民票の写し等の交付を請求する者

（対象者）

第３条　本人通知制度の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（１）住基法の規定により本町の住民基本台帳に記録されている者（消除された住民票に記録されている者を含む。）

（２）住基法の規定により本町の戸籍の附票に記録又は記載されている者（消除された戸籍の附票に記録又は記載されている者を含む。）

（３）戸籍法の規定により本町の戸籍に記録又は記載されている者（除かれた戸籍に記録又は記載されている者を含む。）

２　前項の規定にかかわらず、死亡した者又は失踪の宣告（民法（明治２９年法律第８９

号）第３０条に規定する失踪の宣告をいう。以下同じ。）を受けた者は、対象としない。

（登録の申請等）

第４条　本人通知制度の利用を希望する者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ和束町本人通知制度登録申請書（別記様式第１号）を町長に提出しなければならない。

２　前項の場合において、本人による申請であることを証するため、次の各号のいずれかの書類を提示し、又は提出しなければならない。

（１）住民基本台帳カード（本人の顔写真が貼付されたものに限る。）

（２）旅券

（３）運転免許証

（４）前３号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証等（本人の顔写真が貼付されたものに限る。）

（５）その他本人であることを証するため町長が適当と認めるもの

３　第１項の規定による申請を代理人により行おうとするときは、当該代理人は、前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を提示し、又は提出しなければならない。

（１）法定代理人　戸籍謄本その他法定代理人の資格を証明する書類。ただし、本町に備付けの公簿等の記録又は記載により当該事実が判明する場合は、これを省略することができる。

（２）法定代理人以外の者　委任状

４　申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成１４年法律第９９号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便により、第１項の申請を行うことができる。

（１）疾病その他やむを得ない理由により次項に規定する受付窓口において申請することが困難なとき。

（２）他の市区町村に居住しているとき。

５　登録の申請の受付は、税住民課で行うものとする。

（登録等）

第５条　町長は、前条第１項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、和束町本人通知制度登録者名簿（別記様式第２号。以下「登録者名簿」という。）に登録するものとする。

２　町長は、前項の規定により登録者名簿に登録したときは、登録をした者であることを確認できるよう必要な措置を講じるものとする。

（登録の変更等）

第６条　登録者は、登録期間中に第４条第１項の申請内容に変更が生じたとき又は登録の廃止をしようとするときは、和束町本人通知制度登録（変更・廃止）届出書（別記様式第３号）により町長に届け出なければならない。

２　第４条第２項から第５項までの規定は、前項の規定による届出について準用する。

（登録の抹消）

第７条　町長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を抹消するものとする。

（１）第６条第１項の規定による廃止の届出があったとき。

（２）登録者が死亡し、又は失踪の宣告を受けたとき。

（３）登録者の居住地が判明せず、住民基本台帳法施行令（昭和４２年政令第２９２号）第１２条第１項の規定により住民票が職権消除されたとき。

（４）その他町長が登録を抹消する理由があると認めたとき。

（登録者への通知）

第８条　町長は、登録者に係る住民票の写し等を第三者に交付したときは、当該登録者又はその法定代理人に対し、和束町住民票の写し等第三者交付に係る交付通知書（別記様式第４号。以下「通知書」という。）により通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

（１）住基法第１２条の３第２項（同法第２０条第５項の規定により準用する場合を含む。）の申出（住民基本台帳法施行令第１５条の２に規定する業務に係るものに限る。）に対し交付したとき。

（２）戸籍法第１０条の２第４項又は第５項（同法第１２条の２の規定により準用する場合を含む。）の規定による請求に対し交付したとき。

（３）前２号に掲げるもののほか、町長が認める特別な理由に基づく申出又は請求により交付したとき。

２　通知書には、次に掲げる事項を記載する。

（１）交付年月日

（２）交付証明書の種別

（３）交付枚数

（４）交付請求者の種別

（５）その他町長が適当と認める事項

３　第１項本文の規定は、登録者が国外へ転出した場合は適用しない。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２６年６月１日から施行する。

住民票の写し等の事前登録型
本人通知制度が始まります

■本人通知制度とは

和束町に住民登録や本籍のある方が事前に登録しておけば、その方の戸籍謄抄本や住民票の写しなどを本人等の代理人や第三者に交付したときに、その交付した事実を通知する制度です。

この制度を実施することにより、不正請求の抑止や、不正取得による個人の権利の侵害防止の効果が期待できます。

この制度は平成２６年６月１日から始まります。

■制度のながれ

①事前の登録（通知を希望する方は、税住民課へ事前に登録申出書を提出します。）

※町外にお住まいの方や、病気などのため窓口での申し込みができない場合は、郵送による申し出も可能です。

②代理人・第三者からの交付請求。

③請求書の内容を審査のうえ、交付します。

④登録者への通知（事前に登録された方に交付した事実を通知します。）

※請求者の氏名・住所を通知することはできません。

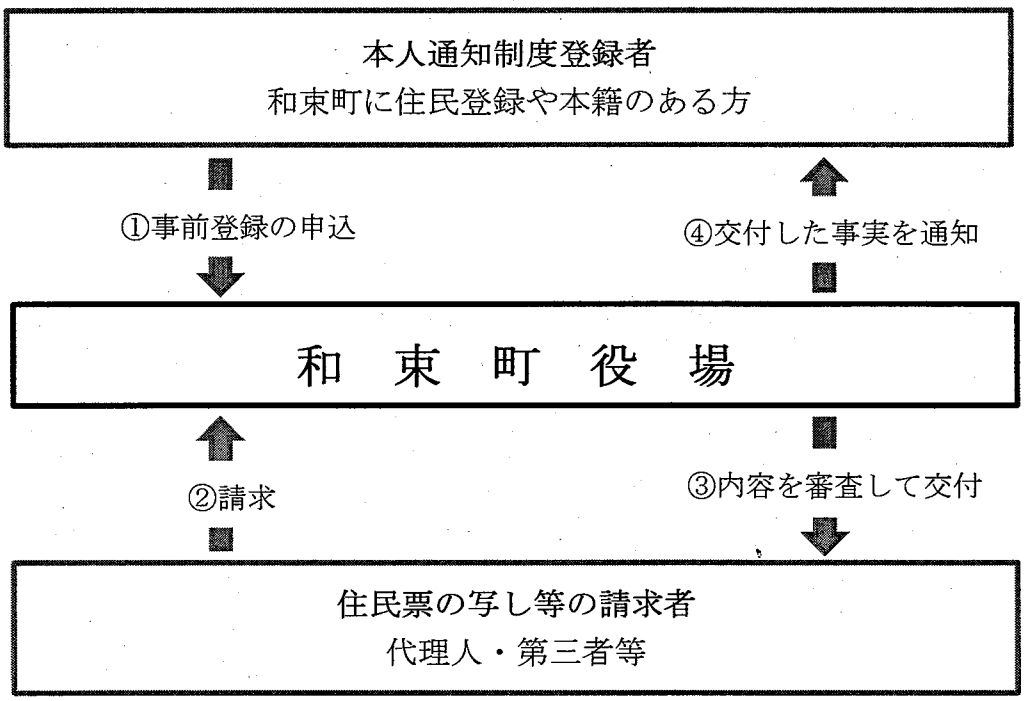

（裏面もご覧ください。）

■登録できる人

・和束町に住民登録がある方（過去にあった方）
・和束町に本籍がある方（過去にあった方）

■登録手続に必要なもの

・本人確認書類（運転免許証、顔写真入りの住民基本台帳カード、在留カード等）

・法定代理人（未成年者の親権者、成年後見人）が申し込む場合は、資格を証明する書類及び法定代理人の本人確認書類
・その他の代理人が申し込む場合は、本人が自署・押印した委任状及び代理人の本人確認書類（家族の人が代わって申し込む場合も委任状が必要です。）

■登録の変更・廃止

・転出・転居等の住所異動や戸籍の届出等により、登録事項に変更が生じた場合又は登録を廃止したい場合は、別に、本制度の変更・廃止の届出が必要となります。

■通知の対象となる証明書

・戸籍謄本および抄本（除籍を含む）
・住民票の写し（除票を含む）
・戸籍附票の写し（除かれた附票を含む）
・戸籍記載事項証明書（除籍を含む）
・住民票記載事項証明書

■通知内容

・交付年月日
・交付証明書の種別（住民票の写し、戸籍謄本等）
・交付通数
・交付請求者の種別（代理人・第三者の別）

※交付請求者の氏名・住所等は通知することはできません。

■通知の対象とならない請求

・本人等からの請求
・国や地方公共団体からの公用請求
・戸籍法，住民基本台帳法で定められた裁判手続きや紛争処理手続きのための請求

お問い合わせ先　和束町役場税住民課　　TEL0774－78-3001